

役員規程

株式会社エムエムインターナショナル

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、株式会社エムエムインターナショナル(以下「会社」という)の役員選任、就任、服務、報酬等に関する基本事項について定める。

2. ここに定める以外の事項は、関係法令、定款あるいは取締会の決定に従うものとする。

第2条 (役員の定義)

この規程で役員とは、株主総会で選任された取締役及び監査役をいう。

第3条 (適用範囲)

この規程は、原則として会社に勤務する常勤の取締役及び監査役(以下「役員」という)に適用する。但し、必要に応じて非常勤の役員に準用することがある。

第4条 (役員の種別)

- ① 社長
- ② 取締役
- ③ 監査役

第5条 (規程の遵守)

役員は、この規程を遵守し、誠実に就業し、協力して社業の発展に尽くさなければならない。

第2章 選任及び就任

第6条 (役員の選任)

役員の選任は、取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定する。

2. 役員に選任された者が、就任を承諾した場合は、すみやかに「役員就任承諾書」を提出しなければならない。

第7条 (役員の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会、終結の時までとする。
3. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了す

る時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第8条 (社員が役員に就任する場合)

社員が役員に就任する場合は、社員の資格を失い退職するものとする。また、退職金の精算を行う。但し、従業員兼務取締役の場合はこの限りでない。

第3章 退任

第9条 (役員の退任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、退任とする。

- ①任期満了
- ②辞任
- ③解任
- ④資格喪失
- ⑤業務の適正化等に関する法律の許可基準に基づく欠格事由に該当したとき
- ⑥破産宣告
- ⑦定年
- ⑧死亡

第10条 (任期満了)

役員は、その任期が満了したときに役員たる資格を失う。ただし、法令、定款等に別の定めがあるときは、この限りではない。

第11条 (辞任)

役員が辞任しようとする場合は、原則として3ヶ月前までに会社に届け出なければならない。

2. 役員を辞任する場合は、業務上の引継ぎを完了し、かつ辞任後といえども在任中の業務について責任を負わなければならない。

第12条 (辞任勧告)

役員として不正又は不当の行為があった場合は、取締役会は辞任勧告を行うことができる。

2. 前項の辞任を求められた役員は、遅滞なく「辞任届」を提出しなければならない。

第13条 (解任)

役員の解任は、株主総会の決議によって行う。

第14条 (資格喪失)

- 役員は、商法又は定款に定める欠格事由が生じた場合は、その資格を喪失するものとする。
2. 取締役が監査役に就任した場合は、取締役の資格を喪失する。
 3. 監査役が取締役に就任した場合は、監査役の資格を喪失する。

第4章 服務

第15条 (心得)

役員は業務の運営に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①法令・定款・職務権限規程等に従い所管業務を遂行する。
- ②会社の方針及び社長の指示に基づき、業務を計画的に処理する。
- ③会社及び所管部門の統一を図り、他部門との連絡を密にする。
- ④部下に対して監督・教育を行い、公平無私を旨とし、賞罰を明らかにする。

第16条 (機密保持)

役員は、会社の機密を保持し、会社の不名誉あるいは不利益となる行為をしてはならない。

第17条 (禁止事項)

役員は次の行為をしてはならない。

- ①会社の承認なくして、他の会社の役員又は使用人になること。
- ②会社の承認なくして、手数料、リベート、供応を受ける等、職務の公正を害し、又は害する恐れのある行為をすること。

第18条 (競業禁止義務)

役員は会社の承認なく在職中はもとより、退任後2年間は会社の競業を行い、又は競業を営んではならない。

2. 役員は退任後、会社の他の役員・従業員に対し、退任・退職を勧誘してはならない。
3. 退任後に前二項の規定に違反した場合は、退任後といえども役員と同様の責任を負うものとする。

第19条 (勤務時間)

役員の就業時間・休日等に関しては、原則として社員の「就業規則」に準拠する。但し、常に緊急対応が執れる体制を以って業務を遂行しなければならない。

第5章 定年

第20条 (定年)

役員の定年は、役員の定年内規として別途定める。

2. 株主総会が定年年齢を超えた役員を選任した場合は、その選任された者には本条を適用しない。

第21条 (定年と任期)

任期中に定年に達した役員は、任期満了をもって退任とする。

第6章 報酬及び慰労金

第22条 (役員報酬)

役員報酬については、別に定める役員報酬規程による。

第23条 (退職慰労金)

役員の退職慰労金については、別に定める役員退職慰労金規程による。

附則

- ・本規程の改廃は取締役会による。
- ・本規程は平成27年6月5日より施行する。